

自治体名	市町村の子育て支援窓口			東京都
市役所・役場 (代表電話)	名 称	電話番号	住 所	担当する児童相談所 保健所
八王子市 042-626-3111	八王子市子ども家庭支援センター	042-656-8225	八王子市東町 5-6 クリエイトホール 1 階	八王子児童相談所 042-624-1141
	保健センター	042-625-9128	八王子市平岡町 18-3	八王子保健所
	西寺方分室	042-625-9128	八王子市西寺方町 75-2	042-645-5111
	南大沢分室	042-625-9128	八王子市南大沢 2-17-5	
立川市 042-523-2111	立川市子ども家庭支援センター	042-528-6871	立川市曙町 2-36-2 立川市女性総合センター 1 階	立川児童相談所 042-523-1321
	健康会館	042-527-3272	立川市高松町 3-22-9	多摩立川保健所 042-524-5171
武蔵野市 0422-51-5131	武蔵野市子育て SOS 支援センター	0422-55-9002	武蔵野市緑町 2-2-28 武蔵野市役所 3 階	杉並児童相談所 03-5370-6001
	保健センター	0422-51-0700	武蔵野市吉祥寺北町 4-8-10	多摩府中保健所 042-362-2334
三鷹市 0422-45-1151	三鷹市子ども家庭支援センター	0422-40-5925	三鷹市下連雀 3-30-12 三鷹市中央通りタウンプラザ 3 階	杉並児童相談所 03-5370-6001
	総合保健センター	0422-46-3254	三鷹市新川 6-35-28	多摩府中保健所 042-362-2334
青梅市 0428-22-1111	青梅市子ども家庭支援センター	0428-24-2126	青梅市東青梅 1-2-5 東青梅センタービル 3 階	立川児童相談所 042-523-1321
	健康センター	0428-23-2191	青梅市東青梅 1-174-1	西多摩保健所 0428-22-6141
府中市 042-364-4111	府中市子ども家庭支援センター	042-354-8701~2	府中市宮町 1-50 くるる 3 階	多摩児童相談所 042-372-5600
	保健センター	042-368-5311	府中市府中町 2-25	多摩府中保健所 042-362-2334
昭島市 042-544-5111	昭島市子ども家庭支援センター	042-543-9046	昭島市つつじが丘 2-3-21 児童センター内	立川児童相談所 042-523-1321
	保健福祉センター「あいぼっく」	042-544-5126	昭島市昭和町 4-7-1	多摩立川保健所 042-524-5171
調布市 0424-81-7111	調布市子ども家庭支援センター	0424-81-7731	調布市国領町 3-1-38 ココスクエア 2 階	多摩児童相談所 042-372-5600
	保健センター	0424-41-6100	調布市小島町 2-33- 1	多摩府中保健所 042-362-2334
町田市 042-722-3111	町田市子ども家庭支援センター	042-710-1525	町田市森野 3-11-16	八王子児童相談所 042-624-1141
	健康福祉会館	042-725-5471	町田市原町田 5-8-21	町田保健所
	鶴川分館	042-736-1600	町田市大蔵町 1981 - 4	042-722-0621
小金井市 042-383-1111	小金井市子ども家庭支援センター	042-321-3146	小金井市貫井北町 5-18-18 保健センター 1 階	小平児童相談所 0424-67-3711
	保健センター	042-321-1240	小金井市貫井北町 5-18-18	多摩府中保健所
	福祉会館保健会場	042-383-1188	小金井市中町 4-15-14	042-362-2334
小平市 042-341-1211	小平市子ども家庭支援センター	042-348-2102	小平市小川東町 4-2-1	小平児童相談所 0424-67-3711
	健康センター	042-346-3700	小平市学園東町 1-19-12	多摩小平保健所 0424-50-3111
日野市 042-585-1111	日野市東部子ども家庭支援センター	042-586-1171	日野市万願寺 2-24-7 万願寺タウンビル 2 階	八王子児童相談所 042-624-1141
	日野市西部子ども家庭支援センター	042-589-1262	日野市多摩平 2-9 多摩平の森ふれあい館 2 階	南多摩保健所
	生活・保健センター	042-581-4111	日野市日野本町 1-6-2	
	福祉支援センター	042-591-1551	日野市高幡 1011	042-371-7661

自治体名	市町村の子育て支援窓口			東京都
	名称	電話番号	住所	担当する児童相談所 保健所
東村山市 042-393-5111	東村山市子ども家庭支援センター	042-390-2271	東村山市本町 1-2-3 いきいきプラザ 3 階	小平児童相談所 0424-67-3711
	保健福祉総合センター「いきいきプラザ」	042-393-5111	東村山市本町 1-2-3	多摩小平保健所 0424-50-3111
国分寺市 042-325-0111	国分寺市子ども家庭支援センター	042-572-3171	国分寺市光町 3-13-20	小平児童相談所 0424-67-3711
	ひかり保健センター	042-321-1801	国分寺市光町 3-13-20	多摩立川保健所
	いずみ保健センター	042-321-1801	国分寺市泉町 2-3-8	042-524-5171
国立市 042-576-2111	国立市子ども家庭支援センター	042-573-0965	国立市富士見台 3-21-1	立川児童相談所 042-523-1321
	保健センター	042-572-6111	国立市富士見台 3-16-5	多摩立川保健所 042-524-5171
西東京市 0424-64-1311	西東京市子ども家庭支援センター	0424-51-0808	西東京市田無町 3-7-2 コール田無 3 階	小平児童相談所 0424-67-3711
	保谷保健福祉総合センター	0424-64-1311	西東京市中町 1-5-1	多摩小平保健所
	田無総合福祉センター	0424-66-1670	西東京市田無町 5-5-12	0424-50-3111
	母子保健センター	0424-62-9111	西東京市田無町 4-17-14	
福生市 042-551-1511	福生市子ども家庭支援センター	042-539-2555	福生市南田園 2-13-1 福生市福祉センター 2 階	立川児童相談所 042-523-1321
	保健センター	042-552-0061	福生市大字福生 2125-3	西多摩保健所 0428-22-6141
狛江市 03-3430-1111	狛江市子ども家庭支援センター	03-5438-6605	狛江市岩戸南 3-15-1	世田谷児童相談所 03-5477-6301
	保健センター（あいとびあセンター）	03-3488-1181	狛江市元和泉 2-35- 1	多摩府中保健所 042-362-2334
東大和市 042-563-2111	東大和市子ども家庭支援センター	042-565-3651	東大和市立野 1-1034-2 保健センター別館内	小平児童相談所 0424-67-3711
	保健センター	042-565-5211	東大和市立野 1-1064	多摩立川保健所 042-524-5171
清瀬市 0424-92-5111	清瀬市子ども家庭支援センター	0424-95-7701	清瀬市中清戸 3-235-5 児童センター内	小平児童相談所 0424-67-3711
	健康センター	0424-92-5111	清瀬市中里 5-842	多摩小平保健所
	健康相談所	0424-91-8611	清瀬市上清戸 2-6-10	0424-50-3111
東久留米市 0424-70-7777	東久留米市子ども家庭支援センター (18 年 5 月 開設予定)			小平児童相談所 0424-67-3711
	保健福祉センター	0424-77-0022	東久留米市幸町 4-6-15	多摩小平保健所 0424-50-3111
武蔵村山市 042-565-1111	武蔵村山市子ども家庭支援センター	042-590-1152	武蔵村山市学園 4-5-1 武蔵村山市市民総合センター内	小平児童相談所 0424-67-3711
	保健相談センター	042-565-9315	武蔵村山市本町 1-23	多摩立川保健所
	保健相談センター お伊勢の森分室	042-564-5421	武蔵村山市中央 2-118	042-524-5171
稲城市 042-378-2111	稲城市子ども家庭支援センター	042-378-6366	稲城市向陽台 3-2	多摩児童相談所 042-372-5600
	保健センター	042-378-3421	稲城市百村 112- 1	南多摩保健所 042-371-7661
多摩市 042-375-8111	多摩市子ども家庭支援センター	042-355-3777	多摩市永山 3-9 東永山複合施設内	多摩児童相談所 042-372-5600
	健康センター	042-376-9111	多摩市関戸 4-19-5	南多摩保健所 042-371-7661
羽村市 042-555-1111	羽村市子ども家庭支援センター	042-578-2882	羽村市緑ヶ丘 5-1-30 羽村市役所分庁舎内	立川児童相談所 042-523-1321
	保健センター	042-555-1111	羽村市緑ヶ丘 5-5-2	西多摩保健所 0428-22-6141
あきる野市 042-558-1111	あきる野市子ども家庭支援センター	042-550-3313	あきる野市平沢 175-4	立川児童相談所 042-523-1321
	秋川健康会館	042-559-3233	あきる野市二宮 670	西多摩保健所
	五日市保健センター	042-558-1111	あきる野市五日市 414-5	0428-22-6141
	あきる野保健相談所	042-558-5091	あきる野市秋川 6-1-2	

自治体名	市町村の子育て支援窓口			東京都
市役所・役場 (代表電話)	名 称	電話番号	住 所	担当する児童相談所 保健所
瑞穂町 042-557-0501	瑞穂町子ども家庭支援センター	042-568-0051	瑞穂町石畑 1972	立川児童相談所 042-523-1321
	保健センター	042-557-5072	瑞穂町大字石畑 1970	西多摩保健所 0428-22-6141
日の出町 042-597-0511	日の出町子ども家庭支援センター	042-597-6177	日の出町平井 1254-1 日の出町志茂町児童館	立川児童相談所 042-523-1321
	保健センター	042-597-0511	日の出町平井 2780	西多摩保健所 0428-22-6141
檜原村 042-598-1011	檜原村子ども家庭支援センター	042-598-3121	檜原村 2717 やすらぎの里ふれあい館内	立川児童相談所 042-523-1321
	やすらぎの里	042-598-3121	檜原村 2717	西多摩保健所 0428-22-6141
奥多摩町 0428-83-2111	奥多摩町子ども家庭支援センター	0428-83-8183	奥多摩町氷川 199 番地口 奥多摩町福祉会館 2 階	立川児童相談所 042-523-1321
	保健福祉センター	0428-83-2777	奥多摩町氷川 1111	西多摩保健所 0428-22-6141



自治体名	市町村の子育て支援窓口			東京都
市役所・役場 (代表電話)	名 称	電話番号	住 所	担当する児童相談所 保健所
大島町 04992-2-1441	大島町子ども家庭支援センター	04992-2-2398	大島町野増字ワダ 169	児童相談センター 03-3208-1121
	けんこうセンター	04992-2-8141	大島町岡田字沢立 111-1	島しょ保健所 大島出張所 04992-2-1436
新島村 04992-5-0240	さわやか健康センター	04992-5-1856	新島村本村 3-12-8	児童相談センター 03-3208-1121
				島しょ保健所大島出張所 新島支所 04992-5-1600
神津島村 04992-8-0011	保健センター	04992-8-0010	神津島村 1009-1	児童相談センター 03-3208-1121
				島しょ保健所大島出張所 神津島支所 04992-8-0880
八丈町 04996-2-1121	八丈町子ども家庭支援センター	04996-2-4300	八丈町三根 4869-1 富士見地区公会堂	児童相談センター 03-3208-1121
	保健福祉センター	04996-2-5570	八丈町三根 2	島しょ保健所 八丈出張所 04996-2-1291
青ヶ島村 04996-9-0111	おじゃれセンター	04996-9-0200	青ヶ島村無番地	児童相談センター 03-3208-1121
				島しょ保健所 八丈出張所 04996-2-1291
利島村 04992-9-0011			利島村 248	児童相談センター 03-3208-1121
				島しょ保健所 大島出張所 04992-2-1436
三宅村 04994-5-0981			三宅村阿古 497	児童相談センター 03-3208-1121
				島しょ保健所 三宅支所 04994-2-0181
御蔵島村 04994-8-2121			御蔵島村字入りかねが沢	児童相談センター 03-3208-1121
				島しょ保健所 三宅支所 04994-2-0181
小笠原村 04998-2-3111			小笠原村父島字西町	児童相談センター 03-3208-1121
				島しょ保健所 小笠原出張所 04998-2-2951

## 4 児童福祉法（抜粋）

昭和22年12月12日 法律第164号

最終改正 平成16年12月3日 法律第153号

（児童福祉の理念）

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第2条（略）

（原理の尊重）

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行に当たって、常に尊重されなければならない。

（要保護児童の措置等）

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りではない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

第25条の2 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2 協議会は、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

5 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

第25条の3 協議会は、前条第2項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第25条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第25条の5 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- ① 国は地方公共団体の機関、当該機関の職員又は職員であった者
- ② 法人、当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- ③ 前号に掲げる者以外の者、協議会を構成する者又はその職にあった者

## 5 児童虐待の防止等に関する法律 (抜粋)

平成12年5月24日 法律第82号

最終改正 平成16年4月14日 法律第30号

(目的)

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(児童虐待の早期発見等)

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

## 6 個人情報の保護に関する法律 (抜粋)

平成 15 年 5 月 30 日 法律第 57 号

最終改正 平成 15 年 7 月 16 日 法律第 109 号

(定義)

第 2 条 この法律において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(利用目的の特定)

第 15 条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

2 (略)

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供の制限)

第 23 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。



## 7 医療・介護関係事業者における個人情報 の適切な取扱いのためのガイド ライン（抜粋）

平成16年12月24日 厚生労働省

### Ⅱ 用語の定義等

#### 1. 個人情報（法第2条第1項）

##### ○ 医療機関等における個人情報の例

診療録、処方せん、手術記録、助産録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約、調剤録 等

### Ⅲ 医療・介護関係事業者の義務等

#### 1. 利用目的の特定等（法第15条、第16条）

医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される利用目的は別表2に例示されるものであり、医療・介護関係事業者は、これらを参考として、自らの業務に照らして通常必要とされるものを特定して公表（院内掲示等）しなければならない。

別表2 医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される目的（医療機関等の場合）

- ・他の医療機関等からの照会への回答
- ・患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・事業者等からの委託を受けて健康診断を行った場合における、事業者等へのその結果の通知

#### （2）利用目的による制限の例外

医療・介護関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで法第15条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないが（法第16条第1項）、同条第3項に掲げる場合には、本人の同意を得る必要はない。

##### ①法令に基づく場合

児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待に係る通告等

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）児童虐待事例についての関係機関との情報交換

#### 5. 個人データの第三者提供（法第23条）

##### （2）第三者提供の例外

ただし、次に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。

##### ①法令に基づく場合

児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待に係る通告等

医療機関等の通常の業務で想定される主な事例は別表3のとおりである。

別表3 医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される主な事例（法令に基づく場合）

- ・児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者による児童相談所等への通告（児童虐待の防止等に関する法律第6条）
- ・要保護児童を発見した者による児童相談所等への通告（児童福祉法第25条）

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

##### （例）

・児童虐待事例についての関係機関との情報交換

##### （3）本人の同意が得られていると考えられる場合

###### 具体例

・他の医療機関等からの照会に回答する場合  
・医療機関等が（中略）健康診断等を受託した場合、その結果である労働者等の個人データを委託元である当該事業者、保険者又は市町村に対して提供することについて、本人の同意が得られていると考えられる。

##### （4）「第三者」に該当しない場合

②同一事業者内における情報提供であり、第三者に該当しない場合

###### 具体例

・病院内の他の診療科との連携など当該医療・介護関係事業者内部における情報の交換



## 8 「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について」(抜粋) (平成16年3月10日 雇児総発第0310001号)

(各都道府県・指定都市・中核市あて)

子どもの健全育成を図る上で、「養育支援を必要とする家庭」を的確に把握し、適時適切な支援を行うことは重要な取組であるが、こうした取組は子どもに対する虐待の予防にも資するものである。(中略)

中でも医療機関は、出産前後の健診や、子どもや養育者の疾患等による受診を契機として、支援が必要と思われる家庭と接点を持つことが多いことから、医療機関の積極的な情報提供は「養育支援を必要とする家庭」の早期把握のために重要である。

こうした医療機関から地域の保健福祉を担う市町村等に対する診療情報の提供については、従来から診療情報提供料として診療報酬上の評価が行われ、保健福祉サービスを必要とする要介護高齢者を念頭に置いた情報提供の様式が示されたところであるが、以上のような子どもの養育支援の重要性に鑑み、(中略)子どもの養育支援を念頭に置いた情報提供の様式が新たに別紙様式9・10として示されることとなった。なお、別添様式は患者が18歳以下の子どもの場合に用いられる様式であり、別紙様式10は患者が母親の場合に用いられる様式である。(中略)

なお、上記の診療報酬の提供は患者の同意を得て行われるものであるが、同意が得られない場合であっても、疾病等の状況如何によっては、保護者に子どもを監護させることが不相当であると認められ、児童福祉法第25条の規定による児童相談所(中略)に対する通告が必要となる場合もあることについて、併せて医療機関に対し周知願いたい。

参考：診療報酬点数表の一部改正に伴う実施上の留意点について

(平成16年2月27日 保医 発第0227004号) 抜粋

(1) 診療情報提供料は、医療機関間の有機的連携の強化および医療機関から保険薬局または保健・福祉関係機関への診療情報提供機能の評価を目的として設定されたものであり、両者の患者の診療に関する情報を相互に提供することにより、継続的な医療の確保、適切な医療を受けられる機会の増大、医療・社会資源の有効利用を図ろうとするものである。

(2) 紹介にあたっては、事前に紹介先の機関と調整の上、下記の紹介先機関ごとに定める様式またはこれに準じた様式の文書に必要事項を記載し、患者または紹介先の機関に交付する。

イ 市町村 別紙様式 7から 10

診療報酬点数表(平成18年4月改定予定)

診療情報提供料(I) 250点

2 保険医療機関が、診療に基づき患者の同意を得て、当該患者の居住地を管轄する市町村(中略)に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

## 9. 参考文献

タイトル	発行年	著者名(編集)	発行
子ども虐待対応の手引き	平成17年3月	子ども虐待対応の手引き検討委員	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室
児童虐待の実態Ⅱ 一輝かせよう子どもの未来、 育てよう地域のネットワーク	平成17年12月	東京都福祉保健局 少子社会対策部	東京都福祉保健局 少子社会対策部
児童虐待の早期発見と防止 マニュアル 医師のために	平成14年7月	日本医師会	日本医師会
児童虐待防止マニュアル —かかりつけ歯科医の役割—	平成16年6月	社団法人東京都 歯科医師会	社団法人東京都歯科医師会
歯科医師の児童虐待理解 のために	平成16年8月	森岡俊介・佐藤甫幸・ 宮本信也・市川信一	財団法人口腔保健協会
看護職による子どもの虐待 予防と早期発見・支援に 関する指針	平成14年8月	児童虐待予防対策 委員会	社団法人日本看護協会
看護職のための子どもの 虐待予防&ケアハンドブック	平成15年3月	児童虐待予防対策 委員会	社団法人日本看護協会
助産師のための子ども虐待 防止実践マニュアル	平成16年3月	助産師のための子ども 虐待防止実践マニュアル 作成委員・協力者	社団法人日本助産師協会
産後の母親と家族の メンタルヘルス	平成17年8月	監修:吉田敬子	母子保健事業団
小児虐待 医学的対応マニュアル	平成18年3月	編著:桃井万里子	真興交易(株)

## 10. 作成検討会委員名簿

		委員名	所属等	備考
外部委員	学識経験者	中村 敬 ◎	社会福祉法人母子愛育会日本子ども家庭総合研究所 情報担当部長	
		塚原 洋子	杏林大学保健学部看護学科地域看護学教授	
		松田 博雄	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授	
		西園 文	東京都精神医学総合研究所 副参事研究員 (児童思春期部門部門長)	
		中板 育美	国立保健医療科学院 公衆衛生看護部 研究員	
		西郷 泰之	大正大学人間科学部教授	
	関係団体	道永 麻里	社団法人東京都医師会理事	
		森岡 俊介	社団法人東京都歯科医師会理事	～平成17年3月31日
		高野 直久	社団法人東京都歯科医師会理事	平成17年4月1日～
	関係行政機関	石山 道子	文京区保健所予防課	
		笹井 敬子	渋谷区保健所地域保健課長	
		鈴木 喜久	渋谷区子ども家庭支援センター	
		進藤 克	台東区清川地区民生児童委員協議会会長	
		高橋 優子	東大和市福祉部健康課	
		東島 恭子	稲城市子ども家庭支援センター	～平成17年3月31日
		荒瀧 伸子	稲城市子ども家庭支援センター	平成17年4月1日～
	内部委員	北 順子	小平市主任児童委員	
		原田 美江子	多摩府中保健所保健対策課長	
小川 田鶴子		多摩府中保健所 地域保健推進担当副参事	～平成17年3月31日	
川又 協子		多摩府中保健所 地域保健推進担当副参事	平成17年4月1日～	
加島 美枝子		多摩児童相談所長	～平成17年3月31日	
	江角 義男	八王子児童相談所長	平成17年4月1日～	

(◎は会長)